

## 第3次草津市行政システム改革 推進計画（概要版） （平成29年度～令和2年度）

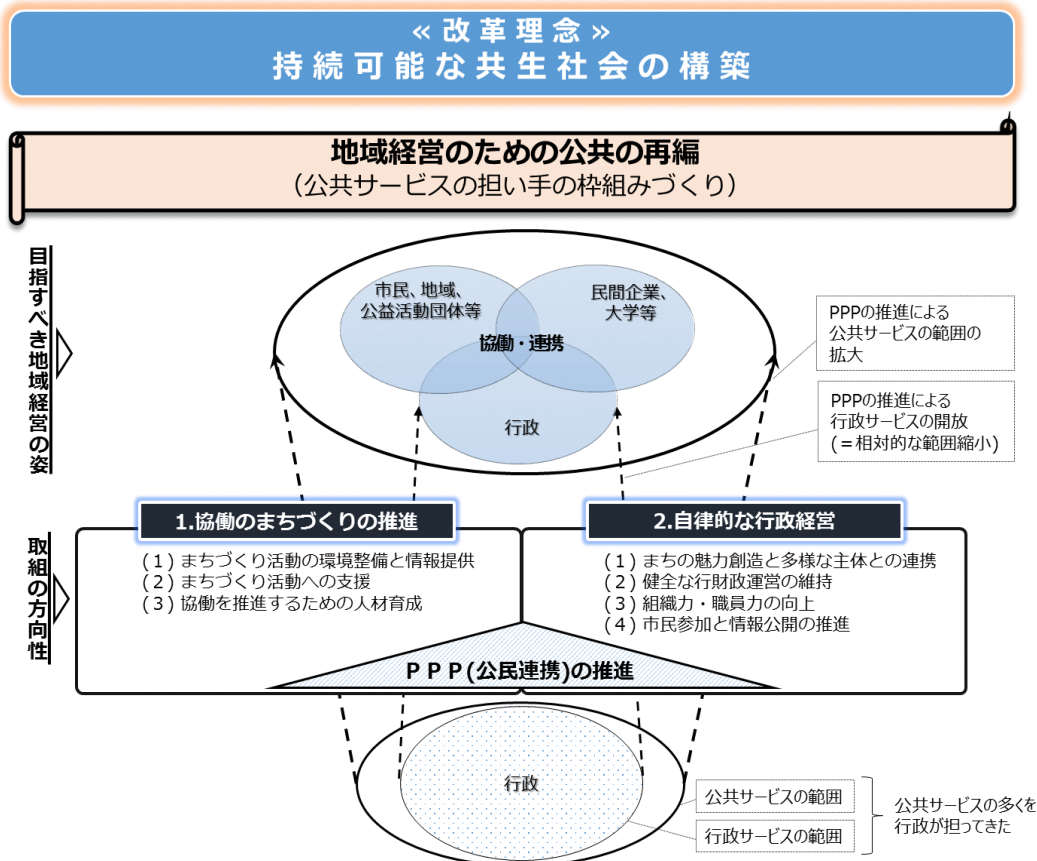
市民ニーズの多様化・複雑化や社会保障関係経費等の義務的経費の増加、将来必ず訪れる人口減少、高齢化社会への対応など、本市を取り巻く様々な課題に対して、草津市を構成する多様な主体による「地域経営」の取組を推進していくことが重要です。

このことから、持続可能性を持った共生社会の構築を目指した具体的な行動計画として平成29年度から令和2年度までを計画期間とする「第3次草津市行政システム改革推進計画」を策定しました。

### 本計画の基本的な方向性

「第2次草津市行政システム改革推進計画(平成25～28年度)」の改革理念と方向性を継承し、「持続可能な共生社会の構築」に向けた「地域経営のための公共の再編」を行うため、「協働のまちづくりの推進」と「自律的な行政経営」の2つを改革の方向性とした取組を推進します。また、取組を進めていくための手法として「PPP（公民連携）の推進」を図り、多様な主体との協働・連携、社会資源や地域資源の有効活用を進めます。

#### ■□■ 第3次行政システム改革の理念と取組の構成 ■□■



PPP…Public Private Partnership(パブリック プライベート パートナーシップ)の略。公民連携、官民連携と訳される。行政と民間が連携して、それぞれがお互いの強みを活かすことによって、最適な公共サービスの提供を実現し、地域の価値や住民満足度の最大化を図る手法。

### 計画の進捗管理

具体的な実施計画や取組の期間は、個別のアクション・プランの項目ごとに定めて推進します。

また、アクション・プランの進捗状況については、毎年、市民や学識経験者で構成する「草津市行政システム改革推進委員会」で点検・検証し、結果の公表と幅広い市民の意見を踏まえて改善しながら進めていきます。

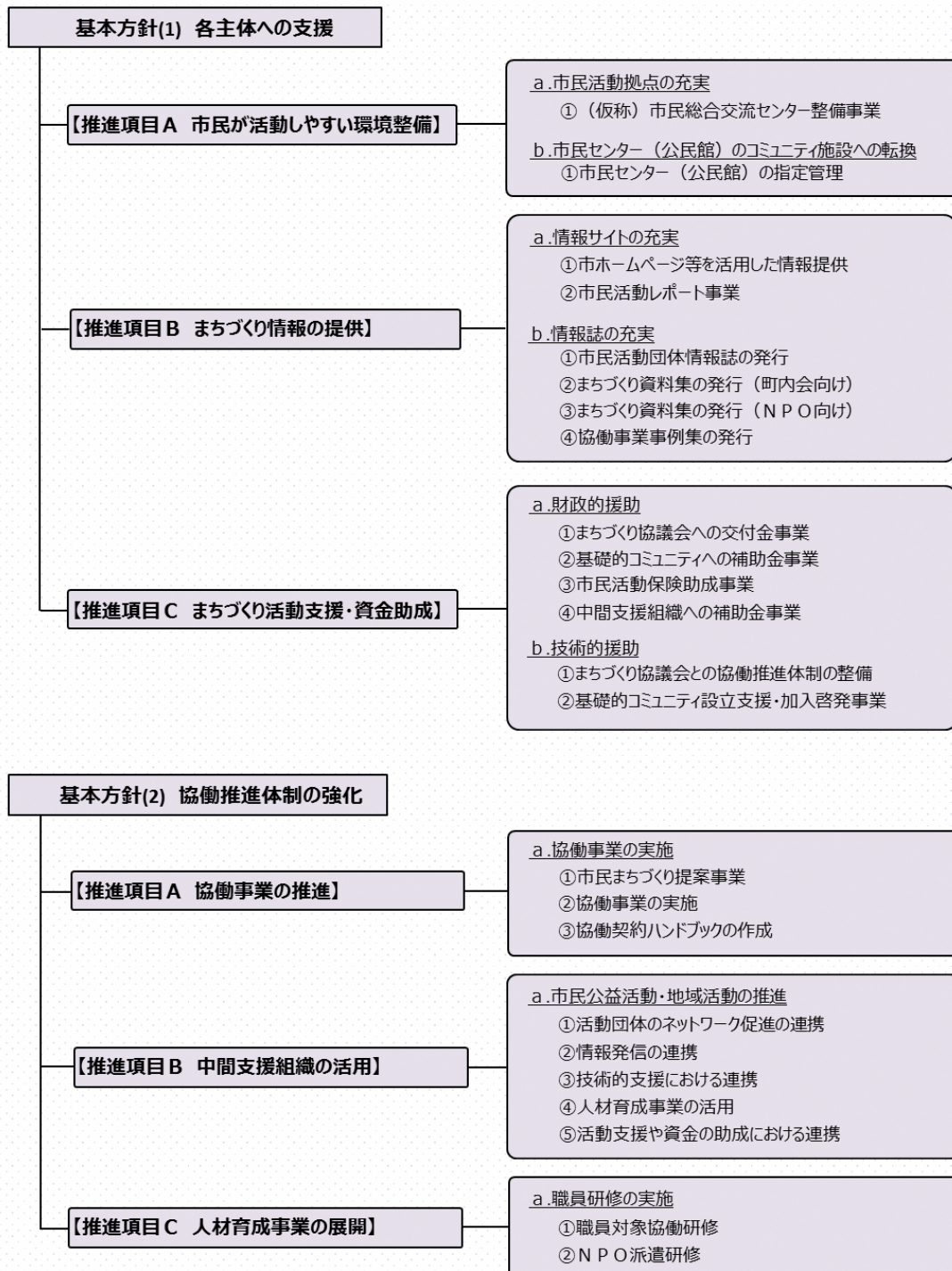
1. 協働のまちづくりの推進

① 協働のまちづくり推進計画に基づく施策の実施

草津市協働のまちづくり条例および草津市協働のまちづくり推進計画に基づき、各地域のまちづくり協議会を中心とした、地域による主体的なまちづくりや、様々なまちづくり活動への支援、中間支援組織の活用、まちづくりを担う人材の育成など、協働によるまちづくりの推進と状況に応じた手法等の見直しを行うとともに、草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会による計画の進捗管理を行います。

参考

「草津市協働のまちづくり推進計画（H27～H31）」における市の具体的施策



※「草津市協働のまちづくり推進計画」については、H29年度に中間見直しを予定しています。

## 2. 自律的な行政経営

### (1) まちの魅力創造と多様な主体との連携

#### ② 草津市の魅力の発信

歴史資源や地域資源を活用して、本市の魅力を高めるとともに、市内外に積極的に発信するシティセールス事業を進めます。

#### ③ 広域連携の推進

草津市単独で実施するよりも、周辺市等との広域実施により効率化が図れる事業について、連携して取組を進めます。

#### ④ コミュニティビジネスの立ち上げ支援

市民や公益活動団体、民間事業者等が、地域課題を解決するために行う取組への支援を行います。

#### ⑤ 公民連携手法の活用

- ア) アウトソーシングの推進  
外部委託化が進んでいなかった業務について、段階的にアウトソーシングを導入します。
- イ) アーバンデザインセンターびわこ・くさつ（UDCBK）の活用  
南草津駅前に開設されたUDCBKを活用し、産学公民連携のまちづくり活動創出の支援を行います。
- ウ) PPP/PFIプラットフォームの活用  
滋賀大学を中心に、県内自治体等により形成された地域プラットフォームを活用し、PPP/PFI事業の案件形成のための準備を進めます。
- エ) 公共施設の運営の効率化  
公共施設への指定管理者制度の導入と、導入済み施設の運営の効率化やサービス向上を図ります。

PFII…Private Finance Initiative(プライベート ファイナンス イニシアチブ)の略。  
PPPの代表的な手法の一つで、公共施設等の建設・維持管理・運営等について、民間の資金や経営能力および技術的能力を活用することで、効率化やサービスの向上を図る公共事業の手法のこと。

### (2) 健全な行財政運営の維持

#### ⑥ 財政規律ガイドラインに基づく取組の推進

「草津市健全で持続可能な財政運営および財政規律に関する条例」や「草津市財政規律ガイドライン」に基づき、引き続き、効果的・効率的な行財政運営を行います。

#### ⑦ 統一的な基準による地方公会計を活用した財務マネジメント

平成 28 年度決算から、国が示す統一的な基準に基づく財務書類を作成、公表し、他自治体との財政・行政コストの比較・分析など、内部管理（マネジメント）ツールとしての活用を検討します。

#### ⑧ 事務事業の効率化

- ア) 事務事業の点検とBPRの取組を活用した業務の見直し  
継続的な事務事業の点検と、BPRの取組により、既存業務プロセスの抜本的な見直しと再構築を図ります。
- イ) 既存の事務事業のスクラップによる戦略的な資源配分  
既存の事務事業を再検証し、必要性が低いと判断された事業等の廃止や抜本的な見直しを検討し、戦略的な資源配分を図ります。
- ウ) アウトソーシングの推進（再掲）

BPR…Business Process Re-engineering(ビジネス プロセス リエンジニアリング)の略。  
既存の業務の構造を抜本的に見直し、特にサービスを受ける側から見て不必要なプロセスを省いて業務の流れを再構築し、最適化すること。

#### ⑨ 公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進

- ア) 公共施設等総合管理計画に基づく施設マネジメント  
インフラ資産を含めた公共施設等について、長期的な視点で総合的かつ計画的な管理を行います。
- イ) ファシリティマネジメントの推進  
市有建築物の情報の一元管理と、長寿命化等による維持管理費等の縮減・平準化を図ります。
- ウ) 公共施設の運営の効率化（再掲）
- エ) 市有空閑地の活用・処分  
本市が所有する空閑地や公共施設跡地等の利活用を検討し、可能なものから利活用を実施します。

### ⑩ 使用料等の適正化と公平性の確保

施設の使用料や諸証明発行の手数料等について、「市民負担の公平性」を考慮し、定期的に受益者負担等の見直しを行い、適正化を図ります。

### ⑪ 国・県の提案募集方式の活用

地方分権改革に関する提案募集方式を活用し、国・県からの権限移譲や義務付け・枠付けの見直し、規制緩和等の提案について積極的に検討し、業務見直しの契機とするとともに、本市の自主性・自立性の向上を図ります。

### ⑫ 大規模事業の実施状況の確認

将来の財政運営に大きな影響を与える大規模事業について、外部の多様な意見等により、事業の実施状況等を確認する仕組みの導入を検討します。

## (3) 組織力・職員力の向上

### ⑬ 職員の意識と働き方の改革

職員の意識と働き方の改革を推進するとともに、休暇制度等の利用促進や草津市特定事業主行動計画およびイクボス宣言に基づく取組による職員のワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。

### ⑭ 職員の適正な配置

本市の状況に応じた各部局の業務配分の適正化や組織・機構の見直しを検討するとともに、職員の意向と適性を見極めた人事異動により、職員の能力開発と適材適所の人員配置を進めます。

### ⑮ プロジェクトチーム方式の活用

分野を横断する事業や計画の立案、実施などの機会には、複数部局から選抜した職員で構成するプロジェクトチームの活用を促進し、部局間連携の強化と職員の政策形成能力の向上を図ります。

### ⑯ 人材育成の推進

- ア) 職員の政策形成能力の向上  
市政運営に必要な力を持つ職員の育成を行うとともに、職員提案制度の見直しを行います。
- イ) 人材育成評価制度の運用  
能力および実績に基づく人事管理を徹底することで組織力の向上を図ります。
- ウ) 職員の心身の健康づくり  
働き方改革と併せ、メンタルヘルスケアや、運動の習慣づけなど、職員の健康づくりに取り組みます。

## (4) 市民参加と情報公開の推進

### ⑰ 市民参加状況の評価

草津市市民参加条例に基づき、政策過程の各段階において市民参加を促進するとともに、草津市協働のまちづくり・市民参加推進評価委員会において、毎年の市民参加の状況进行评估します。

### ⑱ 幅広い市民の参加につながる情報提供

- ア) 様々な媒体による情報提供  
様々な媒体による積極的な情報発信を行うとともに、市ホームページや広報等の既存の情報媒体についても適宜、見直しを行います。
- イ) オープンデータの活用推進  
本市が保有する各種行政情報等について、オープンデータ化と利用促進に向けた取組を推進します。



【お問い合わせ先】

草津市 総合政策部 行政経営課  
〒525-8588 滋賀県草津市草津三丁目 13 番 30 号  
電話：077-561-6544(直通) FAX：077-561-2490  
E-mail：keiei@city.kusatsu.lg.jp



草津市公認マスコットキャラクター「たび丸」